

【特集】生活保護行政における公的統計： 統計でみた生活保護受給者の特徴：被保護 者調査を用いて

OHTSU, Yui / 大津, 唯

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

787

(開始ページ / Start Page)

16

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

2024-05-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031014>

統計でみた生活保護受給者の特徴

——被保護者調査を用いて⁽¹⁾

大津 唯

はじめに

- 1 生活保護統計の概要
- 2 先行研究
- 3 本研究で用いたデータ
- 4 誰が生活保護を受給しているのか
- 5 高齢被保護者は年金を受け取っていないのか
- 6 障害・傷病を抱えた被保護者は多いのか
- 7 被保護者は働いていないのか
- 8 生活保護の受給期間は長いのか

おわりに

はじめに

生活保護制度に関する最も代表的な統計調査は、厚生労働省が実施している「被保護者調査」である。同調査は、生活保護の受給世帯（以下、「被保護世帯」という）や受給者（以下、「被保護者」という）の状況を把握する上で重要な統計調査であり、行政資料や調査・研究等で幅広く活用されている。一方で、この統計調査の多岐にわたる項目については、調査の実施方法や調査項目の定義を踏まえた上で十分に活用されているとはいえない。

そこで本研究では、厚生労働省「被保護者調査」（2000～2020年度）の公表された集計表と、2018年度調査の調査票情報（個票データ）を用いて、性・年齢階級別の保護率や年金の受給状況、障害・傷病の状況、就労の状況、生活保護の受給期間といった側面から、生活保護受給者の特徴を整理するとともに、生活保護統計から把握できることの限界について検討を行った。

本稿の構成は次の通りである。まず第1節では、生活保護統計の全体像を概観した上で、被保護者数や保護率などの基礎的な統計を確認する。続く第2節では、生活保護統計を用いた先行研究に

(1) 本研究は、科学研究費補助金（基盤研究(B)）「現代日本における貧困の検証：生活保護制度再考への示唆（20H01601）」の助成により実施された。また、本研究では厚生労働省「被保護者調査」（2018年度）の調査票情報の提供を受けて独自集計を行った。社会政策学会第145回大会（2022年10月）における報告では、藤原千沙氏（法政大学大原社会問題研究所教授）より貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝申し上げる。

ついて整理する。第3節では、本研究で用いるデータの概要を説明する。第4節では被保護者の年齢構成と性・年齢階級別の保護率について、第5節では65歳以上の高齢被保護者の年金受給状況について、第6節では被保護者の障害・傷病の状況について、第7節では被保護者の就労状況について、第8節では被保護者の受給期間について、それぞれデータに基づいて確認する。「おわりに」では、本研究の知見について改めて整理を行い、そこから浮かび上がる被保護者の特徴と、現在の統計から把握できることの限界点について述べる。

1 生活保護統計の概要

生活保護統計の概要

表1は、生活保護制度に関する厚生労働省の統計・調査の一覧である。最も代表的な統計調査は「被保護者調査」であり、被保護世帯の受給状況等に関する包括的な調査が行われている。このほか、被保護世帯の家計の収支を調べる「社会保障生計調査」、医療扶助受給者の診療内容に関する「医療扶助実態統計」、被保護世帯の生活実態・生活意識に関する「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」がある。

被保護者調査の概要

「被保護者調査」は、前身となる「被保護者全国一斉調査」と「福祉行政報告例」（生活保護部分）を統合する形で2012年度から実施されている全数調査である（以後は、これら前身となる統計調査を含めて「被保護者調査」という）。調査は月次調査、基礎調査、個別調査に分かれており、月次調査は毎月の被保護世帯数等を把握する目的で、都道府県、指定都市、中核市、福祉事務所を対象として実施されている。基礎調査と個別調査は毎年7月31日を調査日として実施されている年次調査であり、7月31日時点のすべての被保護世帯と、7月中に保護廃止となった世帯すべてが調査客体である。基礎調査は保護の受給状況等を、個別調査は世帯の全般的な状況を調査したものである（表2）。

表1 生活保護制度に関する厚生労働省の統計・調査

統計・調査名	内容
社会保障生計調査	生活保護受給世帯の家計上の収支その他の生活実態を把握
被保護者調査	生活保護法に基づく保護を受けている世帯および保護を受けていた世帯の保護の受給状況等を把握 ※2012年度より被保護者全国一斉調査と福祉行政報告例（生活保護部分）を統合
医療扶助実態統計	生活保護法による医療扶助受給者の診療内容を把握 ※旧・医療扶助実態調査
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般世帯および生活保護受給世帯の生活実態および生活意識を把握

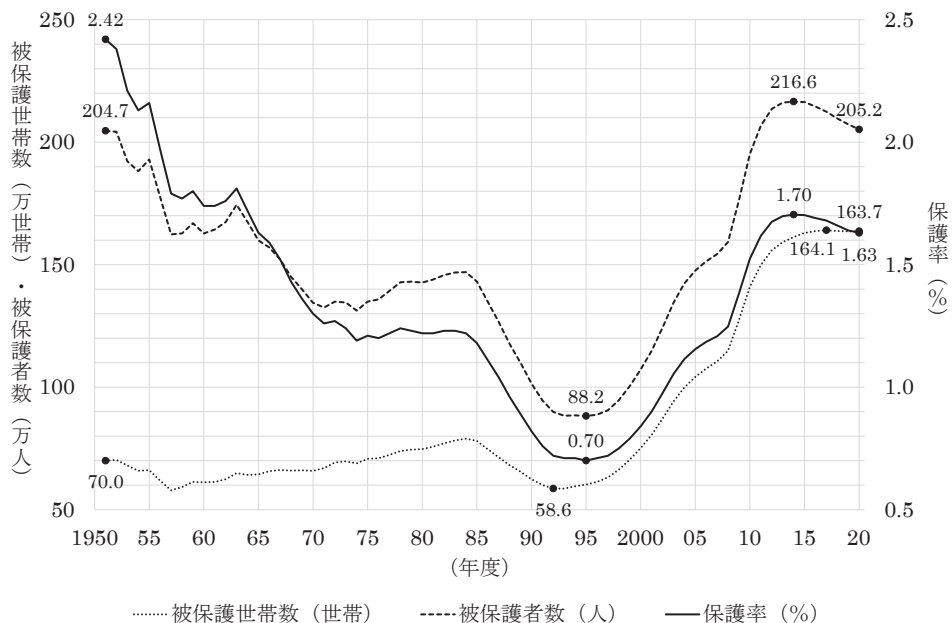
（出所）厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html#anc3-2>、2023年12月28日最終確認）をもとに作成。

表2 被保護者調査の概要

調査の目的	生活保護法に基づく保護を受けている世帯および保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度および厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ること。
調査の沿革	2012年度より、福祉行政報告例のうち生活保護関係について、被保護者全国一斉調査と統合を行い、新たに被保護者調査と名称を変更した。
抽出方法	全数調査（2012年度～）
調査事項	(1) 月次調査：被保護世帯数、被保護人員、保護施設の在所状況等 (2) 基礎調査：教育扶助受給状況、介護扶助受給状況等 (3) 個別調査：世帯の状況、世帯員の状況
調査時期	(1) 月次調査：調査月1か月間 (2) 基礎調査・個別調査：毎年7月31日現在
調査客体	(1) 月次調査：都道府県、指定都市、中核市、福祉事務所 (2) 基礎調査・個別調査：以下の①および② ①全被保護世帯（ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く） ・出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助の住宅維持費および生活扶助の移送費等一時的性格を有する扶助のみを受給している世帯 ・保護施設に入所または利用し、保護施設事務費のみの支出の対象となっている世帯 ②調査月における保護廃止世帯

（出所）厚生労働省「被保護者調査」（2020年度）の「調査要綱」をもとに作成。

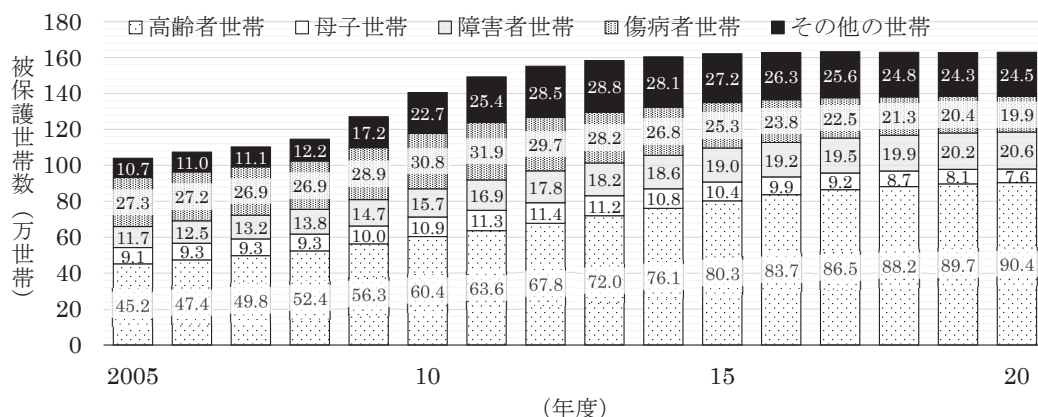
図1 被保護世帯数・被保護者数・保護率の年次推移（1951～2020年度）



（注）被保護世帯数・被保護者数は、各月中に1日でも生活保護を受けた世帯数・人数および月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・人数の毎月の合計値を年度ごとの1か月平均に直したものである。保護率は1か月平均の被保護者数を各年10月1日の人口で除して算出したものである。

（出所）厚生労働省「令和3年版厚生労働白書」（図表4-3-2）および同「令和2年度被保護者調査」（月次調査）をもとに作成。

図2 世帯類型別被保護世帯数の年次推移（2005～2020年度）



（注）保護停止中の世帯を除く。世帯類型の定義は表3の通り。

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「『生活保護』に関する公的統計データ一覧」および厚生労働省「令和2年度被保護者調査」（月次調査）をもとに作成。

生活保護の基礎的な統計

ここで、生活保護に関する基礎的な統計を確認しておきたい。図1は、新生活保護法が施行された1951年度以降の被保護世帯数・被保護者数・保護率の年次推移を示したものである。近年の動向で最も特徴的なのは、1990年代後半から2010年代前半にかけて被保護者数が大幅に増加、それに伴って保護率（人口に占める被保護者数の割合）も急速に上昇したことである。被保護者数は1980年代後半に大きく減少したが、1995年度に過去最少の88.2万人となって以降は大幅に増加し、2014年度には過去最多の216.6万人を記録した。保護率も1980年代後半に大きく低下し、1995年度には過去最低の0.70%を記録したが、その後は急速に上昇して2014年度には1.70%となった。被保護者数と保護率はその後再び減少・低下傾向に転じたものの、依然として高い水準にある。被保護世帯数も同時期から急増しており、1992年度に58.6万世帯であったのが、2017年度には新生活保護法下において最多の164.1万世帯を記録した。

被保護世帯の特徴を表す統計として、世帯類型別の被保護世帯数も頻繁に用いられる。図2は、世帯類型の定義が現行のものとなった2005年度以降の世帯類型別被保護世帯数の年次推移である。最も顕著な変化は高齢者世帯の劇的な増加である。高齢者世帯は2005年度に45.2万世帯であったが、2020年度には90.4万世帯と、倍増した。もう1つの大きな変化は、リーマンショック後の景気後退期に「その他の世帯」が急増したことである。「その他の世帯」は2008年度には12.2万世帯であったが、景気後退が深刻化した2009年度以降急速に増加し、2013年度には28.8万世帯となった。その後は緩やかに減少し、2020年度は24.5万世帯であった。

ただし、この統計の解釈にあたっては、世帯類型の定義について十分に注意する必要がある。高齢者世帯は高齢者のみの世帯、または高齢者と18歳未満の子のみから成る世帯を指し、母子世帯は65歳未満の女性とその18歳未満の子のみから成る世帯を指す。また、障害者世帯は世帯主が障

表 3 被保護者調査における世帯類型の定義

類型	定義
高齢者世帯	男女とも 65 歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯。
母子世帯	死別、離別、生死不明および未婚等により、現に配偶者がいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む）のみで構成されている世帯。
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯（高齢者世帯または母子世帯である場合を除く）。
傷病者世帯	世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯（高齢者世帯または母子世帯である場合を除く）。
その他の世帯	高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯および傷病者世帯以外の世帯。

（出所）厚生労働省「被保護者調査」（2020 年度）の「用語の解説」をもとに作成。

害を、傷病者世帯は世帯主が傷病を負っている世帯（高齢者世帯または母子世帯に分類される世帯を除く）を指す（表 3）。

すなわち、高齢者がいる世帯でも 18 ～ 64 歳の世帯員がいれば高齢者世帯に分類されず、母子のいる世帯でも他に高齢の親や 18 歳以上の子がいるなどすれば母子世帯に分類されない。また、世帯主以外の世帯員のみが障害・傷病を抱えている場合は障害者・傷病者世帯に分類されない。そのため、しばしば稼働による生活保護制度からの「自立」が可能な世帯であるとみなされる「その他の世帯」にも、高齢者、母子、障害者、傷病者のいる世帯が含まれている可能性がある。したがって、被保護者の特徴をよりの確かつ多面的に把握するためには、世帯類型とは異なる視点からの統計が必要である。

2 先行研究

ここで、生活保護統計を用いて被保護世帯・被保護者の特徴を明らかにしようとした既存の研究について確認しておきたい。

まず、「被保護者調査」等の公的統計を利用した主な研究として、保護率の変動要因に関する研究（Suzuki and Zhou 2007, 周・鈴木 2012）、生活保護の開始率・廃止率の決定要因に関する研究（玉田 2007, 四方・田中 2011）、保護率の地域差に関する研究（関根 2007, 関 2012）、被保護世帯の稼働率に関する研究（玉田・大竹 2004）が挙げられる。これらの研究は、保護率を始めとする生活保護に関する指標の差異や変動を、人口学的要因、社会経済的要因、あるいは政策的要因によって説明しようとしたものである。近年は、個票データを利用した研究も行われており、市村ほか（2017）および林（2021）は、「被保護者調査」の個票データを用いて被保護者の就業行動に関する分析を行っている。

一方、生活保護に関する公的統計の限界を踏まえて、特定の自治体のマイクロデータを利用して被保護世帯および被保護者の特徴を把握しようとした研究に、湯澤・藤原（2009）および藤原ほか

（2010）がある。湯澤・藤原（2009）は、生活保護統計における世帯類型の定義は被保護者の特徴を把握する上で限界があると指摘した上で、ある自治体のデータに基づいて、障害者世帯や傷病者世帯に分類される世帯以外にも障害や傷病を抱えた人のいる世帯が一定数存在すること、また同様に、母子世帯に分類される世帯以外にも子のいる世帯が一定数存在することを明らかにした。藤原ほか（2010）は、生活保護の受給期間に関する統計が毎年度の調査日における被保護世帯のみを対象としているために、調査日を含まずに1年未満で保護廃止となった世帯が調査対象外となっているということを指摘した上で、受給期間の長期化が問題視されがちなのに対して、実際にはある自治体において2005年度に保護廃止となった世帯の30%が1年未満での保護廃止であったことを確認した。

本研究では、湯澤・藤原（2009）および藤原ほか（2010）によって指摘されている生活保護統計の限界を踏まえながら、厚生労働省「被保護者調査」を用いて生活保護受給者の特徴を多面的に整理するとともに、現在の生活保護統計から把握できることの限界について改めて検討を行った。

3 本研究で用いたデータ

本研究で利用したデータは、厚生労働省「被保護者調査」の個別調査（2000～2020年度）の公表された集計表と、2018年度の個別調査の個票データである。既述のように「被保護者調査」は被保護世帯の受給状況等に関する包括的な調査であり、厚生労働省による集計結果は「政府統計の総合窓口」（e-Stat）において公開されている。公開された集計表で把握できない事項については、2018年度の個別調査の個票データを用いて⁽²⁾、補足的な集計を行った。なお、2018年度の個別調査は2018年7月31日時点のすべての被保護世帯と、7月中に保護廃止となった世帯すべてを調査客体としたものであるが、本研究における集計対象は、2018年7月31日時点の被保護世帯のみ（保護停止中の世帯を除く）に限定した。

本研究ではこれらのデータを用いて、年齢構成や年金の受給状況、障害・傷病の状況、就労の状況、生活保護の受給期間といった側面から被保護者の特徴に関する整理を行った。

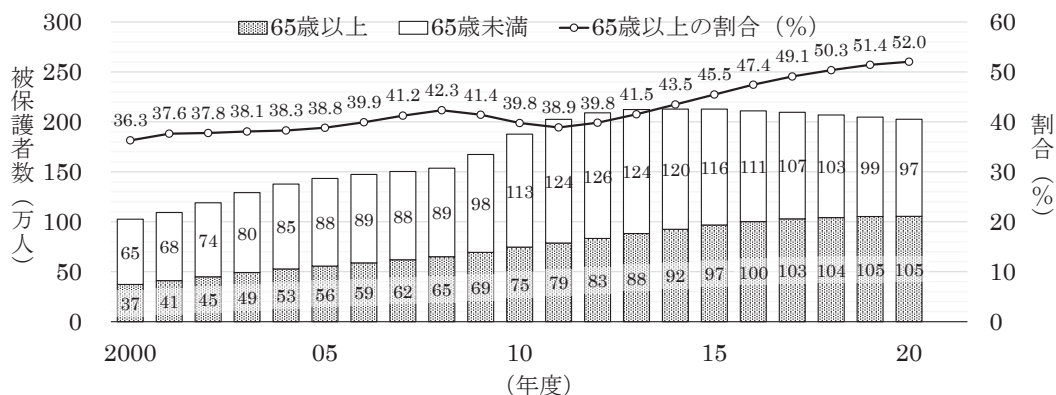
4 誰が生活保護を受給しているのか

被保護者の高齢者比率

図3は、65歳以上と65歳未満に分けた被保護者数と、被保護者に占める65歳以上の高齢者の比率の年次推移を示したものである。65歳以上の被保護者数は近年大幅に増加しており、2000年度には約37万人であったのが、2020年度には約105万人となった。これは、20年間で2.8倍になったということである。65歳未満の被保護者数は2000年度の約65万人から2008年度には約89万人まで増えたあと、リーマンショックとそれに引き続く経済不況の影響で、2012年度には約126万人に達した。その後は減少して2020年度には約97万人まで減ったが、それでも2000年度に比

(2) 本研究の実施時点で利用できた最新の調査票情報が2018年度のものであった。

図3 被保護者の高齢者比率の年次推移（2000～2020年度）



（注）2010年度以前は各年7月1日時点、2011年度以降は各年7月31日時点。

（出所）2011年度以前は厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、2012年度以降は同「被保護者調査」（個別調査）をもとに作成。

べて1.5倍になっている。被保護者に占める高齢者の比率は2000年度には36.3%であったが、2018年度には50%台に達し、2020年度は52.0%となっている。このように、被保護者の過半数を65歳以上の高齢者が占めるようになっている。

性・年齢階級別の被保護者数・保護率

続いて、2000年度と2020年度の被保護者数と保護率を、性・年齢階級別に確認したい（図4）。まず2000年度について、年齢階級が5歳刻みである20歳以上の被保護者数と保護率を確認すると、被保護者数・保護率ともに年齢が上がるほど増加・上昇する傾向にある。被保護者数が最も多いのは男性で60～64歳（5.9万人）、女性で65～69歳と70～74歳（5.9万人）であり、また保護率が最も高いのは男性で65～69歳（1.7%）、女性で75～79歳（2.1%）であった。2020年度も年齢が上がるほど被保護者数・保護率が増加・上昇する傾向にあるのは変わらないが、男女ともすべての年齢階級で被保護者数・保護率が大幅に上昇しており、さらに被保護者数・保護率がピークとなる年齢も上がっている。2020年度で被保護者数が最も多いのは男性で70～74歳（15.3万人）、女性で75～79歳（12.8万人）であり、また保護率が最も高いのは男性で70～74歳（3.5%）、女性で80～84歳（3.5%）であった。

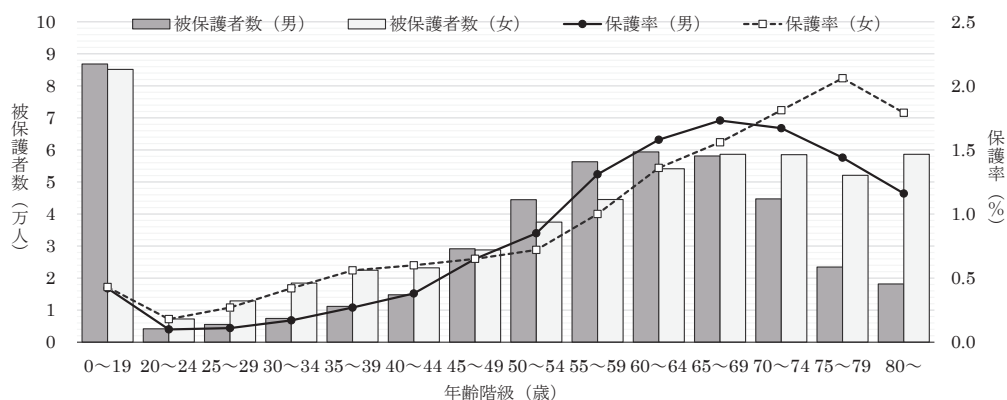
高齢被保護者の受給開始年齢

以上のように、被保護者の中では、高齢の被保護者の多さと保護率の高さが目立つ。しかし、生活保護の受給開始者に占める65歳以上の割合は36.6%（2020年度）⁽³⁾であり、同年の被保護者全体に占める65歳以上の割合に比べると低い。そのため、65歳になる前に生活保護を受給し始め、

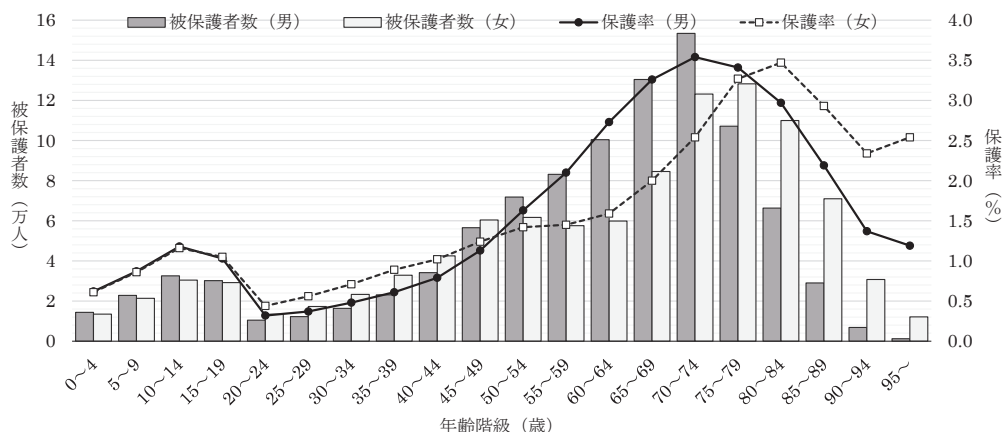
(3) 厚生労働省「令和2年度被保護者調査」（月次調査）。

図4 性・年齢階級別の被保護者数・保護率（2000，2020 年度）

(1) 2000 年度



(2) 2020 年度



（注）被保護者数は各年7月31日時点である。保護率は被保護者数を各年10月1日時点の人口で除して算出したものである。

（出所）厚生労働省「平成12年被保護者全国一斉調査」（個別調査）および同「令和2年度被保護者調査」（個別調査）をもとに作成。

そのまま65歳を迎える人も相当数いることが推察される。

この点については公表された「被保護者調査」の集計表からは確認することができないので、「被保護者調査」（2018年度）の個票データから独自集計を行った（表4）。これをみると、65歳以上の被保護者のうち保護開始時の年齢が64歳以下であったという人は42.8%を占めた。この割合は年齢が低いほど高く、70～74歳では50.2%、65～69歳では79.4%であった。このように、65歳になる前に生活保護を受給し始め、そのまま65歳を迎える人が相当程度いることも、生活保護受給者の特徴と言えよう。なお、こうした傾向は男女別でも同様にみられた。

表4 高齢被保護者の受給開始年齢（2018年度）

			受給開始時の年齢					(小計)		計
			0～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	0～64歳	65歳以上	
男性	調査時の年齢	65～69歳	7.2%	35.7%	36.0%	21.1%	—	78.9%	21.1%	100.0%
		70～74歳	4.0%	17.1%	28.6%	34.6%	15.8%	49.7%	50.3%	100.0%
		75～79歳	2.7%	8.0%	16.2%	29.6%	43.5%	26.9%	73.1%	100.0%
		80歳以上	2.0%	3.4%	7.8%	18.3%	68.4%	13.3%	86.7%	100.0%
		年齢計	4.4%	18.5%	24.4%	26.1%	26.6%	47.3%	52.7%	100.0%
女性	調査時の年齢	65～69歳	13.3%	35.6%	31.3%	19.7%	—	80.3%	19.7%	100.0%
		70～74歳	7.4%	20.4%	22.9%	32.8%	16.5%	50.7%	49.3%	100.0%
		75～79歳	5.2%	10.3%	15.8%	24.5%	44.2%	31.2%	68.8%	100.0%
		80歳以上	3.5%	5.6%	7.0%	13.6%	70.3%	16.1%	83.9%	100.0%
		年齢計	6.5%	15.4%	16.9%	21.3%	39.8%	38.8%	61.2%	100.0%
男女計	調査時の年齢	65～69歳	9.6%	35.7%	34.1%	20.6%	—	79.4%	20.6%	100.0%
		70～74歳	5.6%	18.6%	25.9%	33.7%	16.1%	50.2%	49.8%	100.0%
		75～79歳	4.0%	9.2%	16.0%	26.8%	43.9%	29.3%	70.7%	100.0%
		80歳以上	3.0%	5.0%	7.2%	15.0%	69.8%	15.2%	84.8%	100.0%
		年齢計	5.5%	16.9%	20.4%	23.6%	33.6%	42.8%	57.2%	100.0%

（注）2018年7月31日時点。

（出所）厚生労働省「平成30年度被保護者調査」（個別調査）の個票データより筆者集計。

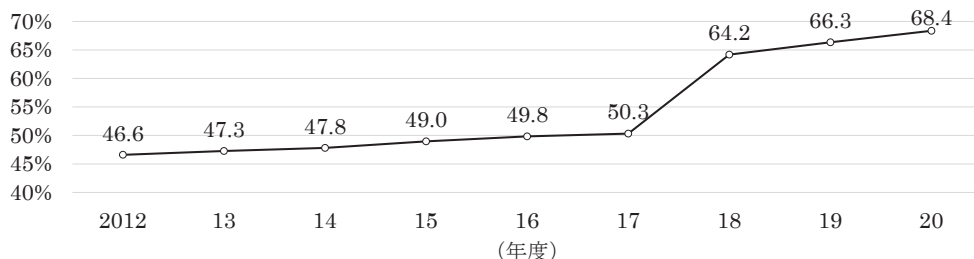
5 高齢被保護者は年金を受け取っていないのか

図5は、年金受給世代である65歳以上の高齢被保護者の年金受給率の年次推移（2012～2020年度）を示したものである⁽⁴⁾。2020年度の年金受給率は68.4%であり、高齢の被保護者のうち約3分の2は年金を受給していることが分かる。また、2017年8月には老齢基礎年金の受給に必要な資格期間が25年から10年に短縮されたことで、この前後で年金受給率は13.9ポイント上昇している。

続いて、「被保護者調査」（2018年度）の個票データの独自集計により、高齢被保護者の年金受給率を性・年齢階級別に示したのが表5である。これをみると、すべての年齢階級で男性の年金受給率が女性よりも低く、最も差が小さい65～69歳でも10.0ポイント、最も差が大きい80歳以上では17.9ポイントの男女差がある。また、男女ともに年齢が高いほど年金受給率が低く、男性は65～69歳の年金受給率が65.7%であるのに対して80歳以上は47.3%、女性は65～69歳の年金受給率が75.7%であるのに対して80歳以上は65.2%である。

(4) 個人の年金受給状況は2012年度以降の調査項目である。

図5 高齢被保護者の年金受給率の年次推移（2012～2020年度）



（注）各年7月31日時点。

（出所）厚生労働省「保護者調査」（個別調査）をもとに作成。

表5 高齢被保護者の性・年齢階級別年金受給率（2018年度）

	男性	女性	男女計
65～69歳	65.7%	75.7%	69.6%
70～74歳	61.3%	71.9%	66.3%
75～79歳	54.1%	68.0%	61.7%
80歳以上	47.3%	65.2%	59.6%
年齢計	58.5%	69.2%	64.2%

（注・出所）表4に同じ。

6 障害・傷病を抱えた被保護者は多いのか

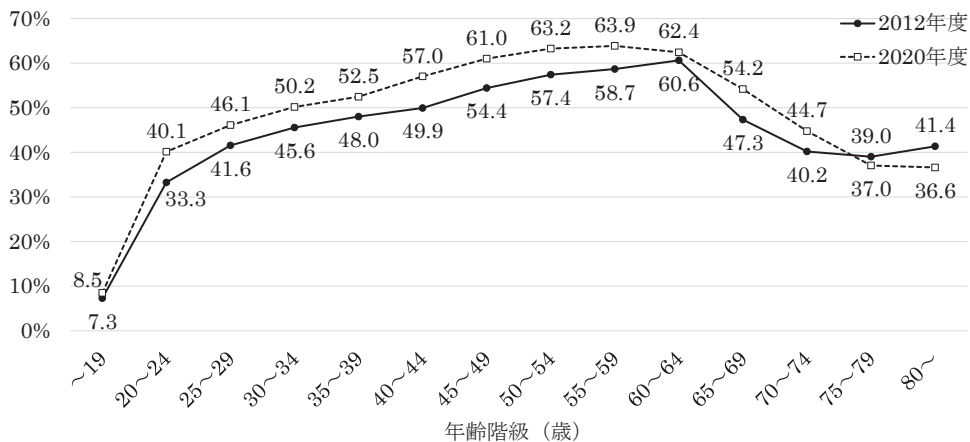
図6は、障害・傷病のある被保護者の割合を年齢階級別に示し、2012年度と2020年度を比較したものである⁽⁵⁾。65歳以上の高齢者を除いて考えると、障害・傷病のある被保護者の割合は年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあり、2012年度は20～24歳が33.3%であるのに対して60～64歳が60.6%、2020年度は20～24歳が40.1%であるのに対して55～59歳が最も高い63.9%となっている。いわゆる稼働年齢層であっても障害・傷病を抱えた被保護者は多く、2020年度時点では30歳以上で50%を、45歳以上では60%を超えている。なお、障害・傷病の有無はあくまでも福祉事務所が把握している限りであり、障害・傷病が無いとされる被保護者の中には、実際には障害・傷病がありながら医療機関で受診せず明確な診断が出ていないなどの理由で、福祉事務所が障害・傷病があると判断するに至らない人も含まれている可能性がある⁽⁶⁾。

表6は、「被保護者調査」（2018年度）の個票データを独自に集計して、被保護者の障害・傷病の種類別の割合を年齢階級別かつ男女別に示したものである。男女とも20～24歳では知的障害の割合が最も高いが、以降は年齢が上がるにつれて精神障害と精神病の割合が高くなり40歳代では

(5) 障害・傷病の状況は2012年度以降の調査項目である。

(6) 座間市役所の林星一氏並びに同市役所の生活保護担当職員からのご示唆に基づく。記して感謝申し上げる。ただし、本稿における記述はあくまでも筆者による見解である。

図6 障害・傷病のある被保護者の割合（2012、2020 年度）



（注）各年7月31日時点。ここでは、①精神障害、知的障害、または身体障害により障害者加算を受けている場合、②身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働くことができない、もしくはそれと同等の状態にある場合に、障害があると定義される。精神障害は障害者加算を受けている場合に限定されている。また、③アルコール依存症、精神病、その他の傷病を主傷病として入院している場合、④在宅患者加算を受けている場合、または⑤傷病のために働くことができない、もしくはそれと同等の状態にある場合に、傷病があると定義される。

（出所）厚生労働省「平成24年度被保護者調査」（個別調査）および同「令和2年度被保護者調査」（個別調査）をもとに作成。

男女とも精神障害と精神病を合わせて30%を超える。それ以降は徐々に精神障害と精神病の割合は下がって行き、60～64歳になると男女とも身体障害と「その他の傷病」の割合が合わせて30%を超えるようになる。

7 被保護者は働いていないのか

図7は年齢階級別の被保護者の就業率について2000年度と2020年度を比較して示したものである。2000年度の実業率は、20歳代から30歳代にかけては3割前後で推移し、40歳代以降は大幅に低下して50歳代後半以降は10%を下回る。これに対して、2020年度も30歳代までは3割前後で推移しているが、40歳代以降の低下は2000年度に比べて緩やかであり、60～64歳でも20.0%である。このように、40～64歳の就業率は、2000年度から2020年度にかけて大幅に上昇している。

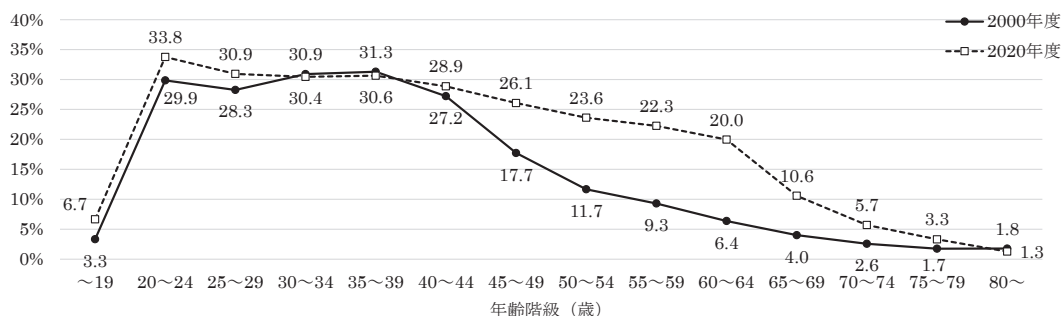
図8は2020年度の被保護者の年齢階級別就業率を男女別に示したものである。これを見ると、25～64歳では男性より女性の就業率が明らかに高く、特に35～39歳では10%ポイント以上の差が開いている。

表6 障害・傷病の種類別の被保護者数（2018年度）

		障害あり			傷病あり			障害・傷病 なし	計
		精神障害	知的障害	身体障害	アルコール 依存症	精神病	その他		
男 性	0～19歳	1.1%	4.4%	1.1%	0.0%	0.6%	1.8%	91.1%	100.0%
	20～24歳	8.0%	19.6%	4.8%	0.1%	6.3%	4.5%	56.6%	100.0%
	25～29歳	14.7%	13.5%	5.3%	0.2%	12.9%	7.2%	46.3%	100.0%
	30～34歳	18.6%	8.9%	6.1%	0.4%	16.5%	8.7%	40.8%	100.0%
	35～39歳	21.2%	6.4%	6.3%	0.7%	16.9%	10.3%	38.1%	100.0%
	40～44歳	21.9%	5.1%	7.9%	1.0%	16.0%	12.3%	35.8%	100.0%
	45～49歳	19.9%	3.5%	9.8%	1.2%	14.8%	14.9%	35.8%	100.0%
	50～54歳	17.0%	2.6%	11.6%	1.4%	12.5%	18.3%	36.5%	100.0%
	55～59歳	13.1%	2.1%	13.2%	1.5%	9.7%	22.8%	37.7%	100.0%
	60～64歳	9.4%	1.6%	13.8%	1.4%	7.0%	27.8%	39.1%	100.0%
	65～69歳	6.5%	0.9%	13.8%	1.0%	4.5%	26.9%	46.3%	100.0%
	70～74歳	4.2%	0.6%	13.6%	0.6%	2.8%	22.1%	56.1%	100.0%
	75～79歳	2.7%	0.4%	13.3%	0.4%	2.1%	19.4%	61.7%	100.0%
	80歳以上	1.8%	0.3%	13.5%	0.2%	1.8%	19.8%	62.5%	100.0%
	年齢計	8.4%	2.3%	11.1%	0.8%	6.2%	18.9%	52.3%	100.0%
女 性	0～19歳	0.7%	2.4%	0.8%	0.0%	0.5%	1.6%	94.0%	100.0%
	20～24歳	7.2%	11.2%	2.9%	0.1%	7.6%	3.8%	67.3%	100.0%
	25～29歳	10.9%	6.4%	2.7%	0.1%	12.1%	5.1%	62.8%	100.0%
	30～34歳	12.8%	4.5%	2.6%	0.2%	14.7%	5.7%	59.6%	100.0%
	35～39歳	14.2%	3.5%	3.1%	0.3%	15.4%	6.5%	57.1%	100.0%
	40～44歳	16.2%	3.1%	3.8%	0.4%	16.6%	8.4%	51.5%	100.0%
	45～49歳	17.9%	2.5%	4.9%	0.4%	16.8%	11.1%	46.3%	100.0%
	50～54歳	18.0%	2.4%	6.6%	0.4%	16.4%	14.6%	41.7%	100.0%
	55～59歳	16.4%	2.2%	8.5%	0.5%	14.1%	19.1%	39.2%	100.0%
	60～64歳	12.7%	1.9%	10.5%	0.3%	10.9%	23.5%	40.2%	100.0%
	65～69歳	8.8%	1.2%	11.0%	0.2%	7.3%	23.2%	48.3%	100.0%
	70～74歳	5.4%	0.7%	11.3%	0.1%	4.4%	19.5%	58.6%	100.0%
	75～79歳	3.2%	0.4%	11.5%	0.1%	2.9%	18.1%	63.8%	100.0%
	80歳以上	1.9%	0.3%	12.5%	0.0%	2.4%	20.6%	62.4%	100.0%
	年齢計	7.9%	1.7%	8.5%	0.2%	7.4%	15.7%	58.6%	100.0%
男 女 計	0～19歳	0.9%	3.4%	1.0%	0.0%	0.5%	1.7%	92.5%	100.0%
	20～24歳	7.5%	14.8%	3.8%	0.1%	7.0%	4.1%	62.7%	100.0%
	25～29歳	12.4%	9.2%	3.7%	0.1%	12.4%	5.9%	56.3%	100.0%
	30～34歳	15.1%	6.2%	3.9%	0.3%	15.4%	6.9%	52.3%	100.0%
	35～39歳	17.0%	4.7%	4.4%	0.5%	16.0%	8.0%	49.4%	100.0%
	40～44歳	18.7%	3.9%	5.6%	0.7%	16.4%	10.1%	44.7%	100.0%
	45～49歳	18.9%	3.0%	7.3%	0.8%	15.9%	12.9%	41.3%	100.0%
	50～54歳	17.5%	2.5%	9.3%	0.9%	14.3%	16.6%	38.9%	100.0%
	55～59歳	14.4%	2.1%	11.3%	1.1%	11.4%	21.3%	38.3%	100.0%
	60～64歳	10.6%	1.7%	12.6%	1.0%	8.4%	26.2%	39.5%	100.0%
	65～69歳	7.4%	1.0%	12.7%	0.7%	5.6%	25.4%	47.1%	100.0%
	70～74歳	4.8%	0.6%	12.5%	0.4%	3.6%	20.9%	57.3%	100.0%
	75～79歳	3.0%	0.4%	12.3%	0.2%	2.5%	18.7%	62.9%	100.0%
	80歳以上	1.9%	0.3%	12.8%	0.1%	2.2%	20.3%	62.4%	100.0%
	年齢計	8.1%	2.0%	9.8%	0.5%	6.8%	17.3%	55.5%	100.0%

（注・出所）表4に同じ。

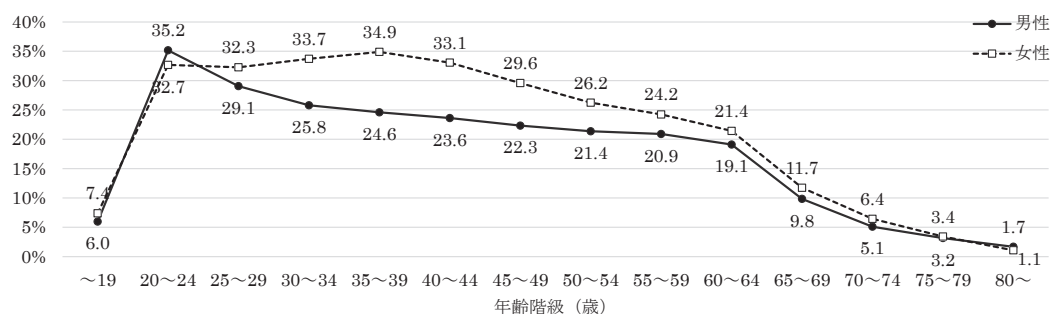
図7 年齢階級別の就業率の推移（2000，2020 年度）



(注) 各年 7 月 31 日時点。

(出所) 厚生労働省「平成 12 年被保護者全国一斉調査」(個別調査) および同「令和 2 年度被保護者調査」(個別調査) をもとに作成。

図8 被保護者の性・年齢階級別就業率（2020 年度）



(注) 2020 年 7 月 31 日時点。

(出所) 厚生労働省「令和 2 年度被保護者調査」(個別調査) をもとに作成。

8 生活保護の受給期間は長いのか

「被保護者調査」(2020 年度) の公表された集計表をみると、被保護世帯の 63.1% は受給期間が 5 年以上であり、10 年以上の世帯も 33.3% を占めている。そのため、生活保護の受給期間が長過ぎるとの指摘がしばしばなされる。しかし、「被保護者調査」(2018 年度) の個票データを独自に集計した表 7 をみると、受給期間が 5 年以上である被保護者の割合は、就労による自立が困難な 60 歳以上で 60%、75 歳以上では 70% を超える一方で、30 歳代は 40% 台、最も低い 25～29 歳は 36.7% である。男女別でも概ね同様の傾向が観察される。

なお、ここで示されている受給期間は、実際の受給期間よりも長い可能性がある。すなわち、「被保護者調査」では保護の受給開始月が世帯単位でしか把握されていないため、ここでは被保護者の受給期間をその人が属する世帯の保護受給開始月から 2018 年 7 月までの経過期間であると仮定して計算している。したがって、保護受給中の世帯に途中から加わった世帯員の受給期間は、実

表 7 性・年齢階級別の被保護者の受給期間別割合（2018 年度）

	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 7 年未満	7 年以上 10 年未満	10 年以上 15 歳未満	15 歳以上	小計 (5 年未満)	小計 (5 年以上)	計
0～19 歳	12.8%	20.6%	16.8%	14.6%	19.2%	11.7%	4.2%	50.2%	49.8%	100.0%
20～24 歳	20.7%	23.1%	12.0%	8.4%	12.2%	12.4%	11.1%	55.8%	44.2%	100.0%
25～29 歳	20.8%	26.4%	16.0%	10.7%	10.3%	7.0%	8.8%	63.3%	36.7%	100.0%
30～34 歳	17.7%	24.4%	17.3%	13.7%	14.5%	6.4%	6.0%	59.4%	40.6%	100.0%
35～39 歳	14.6%	21.6%	17.0%	14.6%	17.5%	9.3%	5.3%	53.3%	46.7%	100.0%
40～44 歳	12.8%	19.0%	15.4%	14.4%	19.3%	12.1%	6.9%	47.2%	52.8%	100.0%
45～49 歳	11.5%	17.4%	14.5%	13.7%	19.6%	13.7%	9.7%	43.4%	56.6%	100.0%
50～54 歳	11.4%	17.1%	13.9%	13.5%	19.3%	13.1%	11.8%	42.4%	57.6%	100.0%
55～59 歳	11.0%	16.9%	13.9%	13.5%	19.6%	12.3%	12.7%	41.9%	58.1%	100.0%
60～64 歳	9.3%	15.8%	13.9%	14.2%	21.4%	12.7%	12.8%	39.0%	61.0%	100.0%
65～69 歳	8.0%	14.3%	12.7%	13.3%	22.7%	14.4%	14.6%	35.0%	65.0%	100.0%
70～74 歳	7.0%	13.0%	12.4%	13.4%	21.8%	15.8%	16.6%	32.4%	67.6%	100.0%
75～79 歳	6.6%	11.7%	11.0%	11.7%	20.0%	18.9%	20.2%	29.2%	70.8%	100.0%
80 歳以上	7.1%	11.8%	10.0%	9.6%	14.4%	17.4%	29.6%	29.0%	71.0%	100.0%
年齢計	9.8%	15.7%	13.3%	12.9%	19.2%	14.3%	14.9%	38.7%	61.3%	100.0%

（注）2018 年 7 月 31 日時点。なお、ここで受給期間は、各被保護者が属する世帯の保護受給開始月から 2018 年 7 月までの経過期間として計算している。ただし、世帯の保護受給開始時期が当該被保護者の生年より前である場合は、誕生年からの経過期間を受給期間とみなしている。

（出所）厚生労働省「平成 30 年度被保護者調査」（個別調査）の個票データより筆者集計。

際よりも長く計算されてしまうことになる⁽⁷⁾。さらに、ここで集計対象となっているのは 2018 年 7 月 31 日時点の被保護世帯であるため、7 月 31 日を跨がずに 1 年未満で保護廃止となった世帯は含まれていないことにも留意する必要がある。

加えて、2018 年 7 月 31 日時点の被保護者のうち 15.9%は過去にも生活保護を受給した経験があり（表 8）、そのうち 41.0%は前回の保護廃止から保護再開までの期間が 1 年未満である（表 9）。「被保護者調査」では過去の受給状況についてこれ以上の把握をすることはできないが、生活保護の開始と廃止を短い間隔で繰り返す人が一定数いるであろうことが推察される。

おわりに

本研究では、厚生労働省「被保護者調査」（2000～2020 年度）の公表された集計表と、2018 年度調査の個票データを用いて、性・年齢階級別の保護率や年金の受給状況、障害・傷病の状況、就労の状況、生活保護の受給期間といった側面から、生活保護受給者の特徴に関する整理を行った。得られた主な知見は次の 5 点である。

第一に、2000 年度から 2020 年度にかけて被保護者に占める高齢者の比率は大幅に上昇し、2018

(7) ただし、世帯の保護受給開始年が当該被保護者の生年より前である場合は、誕生年からの経過期間を受給期間とみなしている。

表 8 被保護者に占める保護歴のある人の割合（2018 年度）

	保護歴あり	保護歴なし	不明	計
0～19 歳	19.6%	80.4%	0.0%	100.0%
20～24 歳	20.9%	79.0%	0.0%	100.0%
25～29 歳	21.6%	78.4%	0.0%	100.0%
30～34 歳	20.0%	80.0%	0.0%	100.0%
35～39 歳	19.5%	80.5%	0.0%	100.0%
40～44 歳	18.4%	81.6%	0.0%	100.0%
45～49 歳	17.9%	82.1%	0.0%	100.0%
50～54 歳	17.8%	82.2%	0.0%	100.0%
55～59 歳	17.3%	82.7%	0.0%	100.0%
60～64 歳	16.2%	83.8%	0.0%	100.0%
65～69 歳	15.0%	85.0%	0.0%	100.0%
70～74 歳	13.6%	86.4%	0.0%	100.0%
75～79 歳	13.0%	87.0%	0.0%	100.0%
80 歳以上	12.9%	87.1%	0.0%	100.0%
年齢計	15.9%	84.1%	0.0%	100.0%

（注・出所）表 4 に同じ。

年度には 50% を超えて高齢者が被保護者の過半数を占めるようになった。また、男女ともすべての年齢階級で被保護者数・保護率が大幅に上昇しており、被保護者数・保護率のピークとなる年齢も上がっている。ただし、65 歳になる前に生活保護を受給し始め、そのまま 65 歳を迎える人も相当程度おり、2018 年度調査では、65 歳以上の被保護者のうち保護開始時の年齢が 64 歳以下であったという人は 42.8% を占めていた。

第二に、65 歳以上の高齢被保護者の年金受給率は上昇傾向にあり、特に 2017 年 8 月に老齢基礎年金の受給に必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されたことで大幅に上昇した。2020 年度は 68.4% で、高齢の被保護者のうち約 3 分の 2 は年金を受給している。

第三に、いわゆる稼働年齢層であっても障害・傷病を抱えた被保護者は多く、2020 年度では 30 歳以上で 50% を、45 歳以上では 60% を超えていた。2018 年度調査では、男女とも 40 歳代では精神障害と精神病を合わせて被保護者の 30% を超えていることも分かった。

第四に、20～30 歳代の被保護者の就業率は、2000 年度も 2020 年度も 3 割前後であった。一方で、40～64 歳の就業率はこの 20 年間に大幅に上昇し、2020 年度の 60～64 歳の就業率は 20.0% であった。

第五に、受給期間が 5 年以上である被保護者の割合は、2018 年度調査では、最も低い 25～29 歳において 36.7% であった。また、生活保護の開始と廃止を短い間隔で繰り返す人が一定数いるであろうことも推察された。

以上の知見を踏まえた被保護者の特徴は、次のように整理できよう。2020 年度の被保護者の過半数は 65 歳以上の高齢者であり、そのうち約 3 分の 2 は年金も受給している。一方、いわゆる稼働年齢層では障害・傷病を抱えた人の割合が 30 歳以上で 50% を超えており、就業率は 2～3 割程

表9 保護歴のある被保護者の前回の廃止から再開までの期間（2018年度）

	3ヵ月未満	3ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	不明	計
0～19歳	29.7%	5.9%	8.0%	17.5%	8.9%	8.1%	4.3%	17.7%	100.0%
20～24歳	30.7%	6.1%	8.7%	18.5%	8.0%	6.5%	4.0%	17.5%	100.0%
25～29歳	29.9%	6.7%	9.1%	17.7%	9.0%	8.8%	3.5%	15.3%	100.0%
30～34歳	30.0%	7.0%	8.8%	17.7%	7.9%	8.1%	4.9%	15.6%	100.0%
35～39歳	29.9%	7.3%	9.7%	17.0%	7.4%	7.1%	5.4%	16.2%	100.0%
40～44歳	29.1%	7.1%	9.3%	17.2%	7.1%	6.5%	5.9%	17.6%	100.0%
45～49歳	28.6%	7.4%	9.2%	18.3%	7.5%	6.5%	5.3%	17.1%	100.0%
50～54歳	26.6%	7.7%	10.2%	18.5%	7.8%	7.1%	5.2%	17.1%	100.0%
55～59歳	24.9%	7.7%	9.7%	19.2%	8.5%	7.5%	5.7%	16.9%	100.0%
60～64歳	24.0%	7.4%	10.0%	18.3%	7.6%	7.7%	7.0%	18.1%	100.0%
65～69歳	22.9%	6.8%	9.0%	17.0%	8.0%	8.3%	9.1%	18.7%	100.0%
70～74歳	22.4%	6.0%	8.6%	16.4%	7.3%	8.4%	10.7%	20.2%	100.0%
75～79歳	22.3%	5.7%	8.8%	15.6%	6.7%	8.0%	10.8%	22.1%	100.0%
80歳以上	22.2%	5.3%	8.6%	15.8%	6.8%	7.8%	10.4%	23.3%	100.0%
年齢計	25.5%	6.6%	9.0%	17.3%	7.7%	7.7%	7.4%	18.9%	100.0%

（注）2018年7月31日時点。ここで「不明」は、保護開始年月が前回廃止年月より前の場合である。保護開始年月が当該世帯の保護開始年月であるのに対して、前回の廃止年月は直近に廃止になった世帯員の廃止年月であるため、そのような場合が発生する。

（出所）厚生労働省「平成30年度被保護者調査」（個別調査）の個票データより筆者集計。

度に留まる。また、若年層では大半の受給期間が5年未満である。

最後に、「被保護者調査」を利用して被保護者の特徴を把握することの限界について、次の4点を指摘しておきたい。

第一に、世帯類型によって被保護者の特徴を把握することには限界がある。特に、しばしば稼働による生活保護制度からの「自立」が可能な世帯であるとみなされる「その他の世帯」にも、実際には世帯内に高齢者、母子、障害者、傷病者のいる可能性があり、世帯類型が被保護者の特徴を的確に表しているとは言い難い。

第二に、障害・傷病の有無は、福祉事務所が把握している限りであり、障害・傷病が無いとされる被保護者の中にも、実際には障害・傷病がありながら医療機関で受診せず明確な診断が出ていないなどの理由で、福祉事務所が障害・傷病があると判断するに至らない人が含まれている可能性がある。

第三に、保護開始月は世帯単位でしか把握されていないため、保護受給中の世帯に途中から加わった被保護者の受給期間の長さは、被保護世帯の受給期間の長さよりも短い可能性がある。

第四に、個別調査の集計結果は基本的には毎年7月31日の調査日における被保護世帯についてのものであるため、調査日を挟まずに1年未満で保護廃止となった世帯は集計対象外となっている。そのため、個別調査に基づく被保護者の特徴は、受給期間が比較的長い人に偏っている可能性がある。

これらの限界については、「被保護者調査」の調査設計の改善によって解決しうるものもあれば、それよりも補完的な調査研究を行うことによって解決されるべきものもあろう。いずれにせよ、「被保護者調査」を用いることで生活保護受給者の特徴について多くのことを把握することができるが、その解釈は調査の特徴を十分に踏まえて行う必要がある。

(おおつ・ゆい 埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授)

【参考文献】

- 市村英彦・川口大司・深井太洋・鳥谷部貴大 (2017) 「EBPM に向けた課題——生活保護受給者への就労支援に関する調査と「被保護者調査」を用いた分析」 (<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg5/291124/sankou2.pdf>, 2022 年 9 月 18 日最終確認)
- 四方理人・田中聡一郎 (2011) 「生活保護受給世帯のストック・フロー分析」『三田学会雑誌』103 (4), 587-600 頁
- 周燕飛・鈴木亘 (2012) 「近年の生活保護率変動の要因分解——長期時系列データに基づく考察」『季刊社会保障研究』48 (2), 197-215 頁
- 関智弘 (2012) 「保護率の行政学——誰が政策を変容させるのか」『公共政策研究』12, 85-95 頁
- 関根美貴 (2007) 「都市部の生活保護率に影響を与える要因について」『愛知教育大学研究報告』56, 63-68 頁
- 玉田桂子 (2007) 「母子世帯と生活保護についての考察」『経済学研究』74 (3), 31-42 頁
- 玉田桂子・大竹文雄 (2004) 「生活保護制度は就労意欲を阻害しているか——アメリカの公的扶助制度との比較」『日本経済研究』50, 38-62 頁
- 林正義 (2021) 「生活保護と就労——被保護者調査（個別調査）を中心に」『租税研究』856, 49-68 頁
- 藤原千沙・湯澤直美・石田浩 (2010) 「生活保護の受給期間——廃止世帯からみた考察」『社会政策』1 (4), 87-99 頁
- 湯澤直美・藤原千沙 (2009) 「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』50 (1), 16-28 頁
- Suzuki, W. and Y. Zhou (2007) "Welfare Use in Japan : Trends and Determinants," *Journal of Income Distribution*, 16 (3-4), 88-109.